

いの町人事行政の運営等の状況

平成18年12月

い の 町

いの町人事行政の運営等の状況
目 次

第1章 職員の任用等の状況	1
1 任用の状況	1
(1) 採用者数	1
(2) 退職者数	1
第2章 職員の給与の状況	1
1 総括	1
(1) 人件費の状況	1
(2) 職員給与費の状況	1
(3) 給与の抑制措置の状況	1
(4) ラスパイレス指数の状況	2
2 職員の平均給料月額、初任給等の状況	2
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	2
(2) 職員の初任給等の状況	3
(3) 職員の経験年齢別、学歴別平均給料月額等の状況	3
3 一般行政職の級別職員数等の状況	3
(1) 一般行政職の級別職員数の状況	3
(2) 昇給期間の短縮の状況	4
4 職員の手当の状況	4
(1) 期末・勤勉手当	4
(2) 退職手当	5
(3) 特殊勤務手当	5
(4) 時間外勤務手当	6
(5) その他の手当	6
5 特別職の報酬等の状況	7
6 職員数の状況	8
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由	8
(2) 年齢別職員構成の状況	8
(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況	9
第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	9
1 勤務時間及び週休日、休日	9
2 休暇の種類	9
(1) 年次有給休暇	9
(2) 病気休暇	9
(3) 特別休暇	10
(4) 介護休暇	13
(5) 組合休暇	13
3 育児休業等	13
(1) 育児休業	13
(2) 部分休業	13
第4章 職員のサービスの状況	13
1 年次有給休暇の取得状況	13
2 育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況	13
(1) 育児休業	13

(2) 部分休業	14
(3) 介護休暇	14
3 職務専念義務免除	15
4 営利企業等への従事許可	16
第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況	17
1 分限処分	17
2 懲戒処分	17
(1) 懲戒処分者数	17
(2) 処分の事由別状況	17
第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	18
1 研修の状況	18
(1) 一般研修（階層別基本研修）	18
(2) 特別研修	18
(3) 派遣研修	18
(4) 職場研修	18
2 勤務成績の評定の状況	19
第7章 職員の福祉について	19
1 健康診断の実施	19
2 労働安全衛生	19
第8章 職員の利益の保護について	19
1 勤務条件に関する措置の要求の状況	19
2 不利益処分に関する不服申立ての状況	19

第1章 職員の任用等の状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

平成17年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

(人)

区 分	男	女	計
一般事務（上級）	1	1	2
一般事務（初級）	1		1
保育士		3	3
介護員		2	2
作業療法士		1	1
計	2	7	9

(2) 退職者数

平成17年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

(人)

	定年退職	勸奨退職	自己都合退職	その他退職	合計
17年度 退職者数	3	6	7	2	18

第2章 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

平成17年度普通会計決算における人件費の状況は、次のとおりです。

区分	住民基本台帳人口(平成17年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	平成16年度の 人件費率
平成17年度	28,278 人	14,030,230 千円	105,011 千円	2,246,658 千円	16.0%	14.9%

(2) 職員給与費の状況（一般会計予算）

平成18年度一般会計予算の状況は、次のとおりです。

区分	職員数(A)	給 与 費				1人当り 給 与 費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成18年度	277人	1,032,443 千円	84,871 千円	421,417 千円	1,538,731 千円	5,555 千円

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) 給与の抑制措置の状況

なし

(4) ラスパイレス指数の状況

区 分	平成18年
いの町	92.2
町村平均	93.5

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数のことです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いの町	41.9歳	316,377円	343,371円
			333,114円
国	40.4歳	328,477円	381,212円
町村平均	43.0歳	331,035円	377,087円
			362,231円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いの町	47.5歳	267,000円	280,788円
国	48.4歳	286,500円	318,595円
民間事業者平均	52.7歳	—	323,705円

③ 医療職（一）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いの町	48.9歳	503,588円	1,188,215円
			604,421円
国	46.0歳	483,409円	713,939円

④ 医療職（二）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いの町	44.3歳	306,356円	349,353円
			338,891円
国	42.3歳	324,544円	370,906円

⑤ 医療職（三）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
いの町	38.4歳	279,236円	336,830円
			305,394円
国	37.6歳	292,549円	325,290円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、

上段はこれらすべての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		いの町		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	170,200円	183,800円	I種 183,800円 II種 170,200円	I種 196,200円 II種 182,200円
	短 大 卒	151,000円	164,900円	151,000円	162,300円
	高 校 卒	138,400円	148,000円	138,400円	146,700円
技能労務職	高 校 卒	138,400円	148,000円	135,600円	143,900円
医療職（一）	大 学 卒	235,200円	322,200円	—	—
医療職（二）	大 学 卒	176,100円	188,800円	—	—
	短 三 卒	165,000円	182,400円	—	—
医療職（三）	短 三 卒	186,700円	201,600円	—	—
	准看護師養成所	151,500円	162,900円	—	—

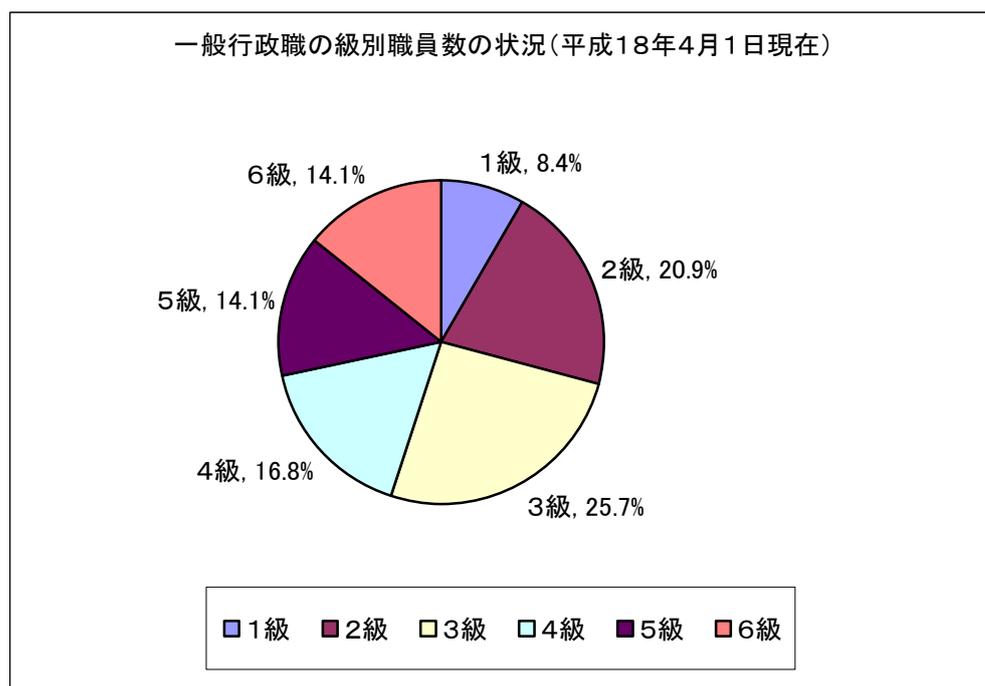
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	252,600円	290,600円	345,200円
	高 校 卒	205,000円	252,600円	290,600円
技能労務職	高 校 卒	205,000円	252,600円	290,600円
医療職（一）	大 学 卒	433,400円	478,900円	510,300円
医療職（二）	大 学 卒	252,800円	287,300円	317,000円
	短 三 卒	246,000円	280,500円	311,700円
医療職（三）	短 三 卒	251,400円	282,800円	312,300円
	准看護師養成所	227,100円	257,400円	288,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事及び技師又はこれに相当する職（2級を除く。）	16人	8.4%
2級	主事及び技師又はこれに相当する職（1級を除く。）	40人	20.9%
3級	主監及び技監並びに主任又はこれに相当する職（4級を除く。） 係長又はこれに相当する職（4級を除く。） 主幹及び技幹又はこれに相当する職	49人	25.7%
4級	課長補佐（5級を除く。）又は主監、技監及び主任若しくはこれに相当する職（3級を除く。） 係長又はこれに相当する職（3級を除く。）	32人	16.8%
5級	課長補佐（4級を除く。）又は副参事及び技査若しくはこれに相当する職	27人	14.1%
6級	理事、課長、参事又はこれに相当する職	27人	14.1%



(2) 昇給期間の短縮の状況

区 分		一般行政職
平成17年度	職員数 (A)	191人
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数 (B)	36人
	比率 (B/A)	18.8%
平成16年度	職員数 (A)	なし
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数 (B)	
	比率 (B/A)	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

いの町		国	
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.00 月分	1.45 月分	3.00 月分	1.45 月分
(1.60) 月分	(0.75) 月分	(1.60) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~20%	
		・管理職加算 10%~25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当

いの町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (平成17年度) 2,305千円 22,881千円					

(3) 特殊勤務手当 (平成18年4月1日現在)

区 分		全職種
支給実績 (平成17年度決算)		34,946千円
職員1人当たり支給年額 (平成17年度決算)		168千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成17年度)		39.2%
手当の種類 (手当数)		12種類
種別	手当を受ける者の範囲	支給額
中学校寄宿舎勤務手当	中学校寄宿舎に勤務する寮母	当該寄宿舎での宿泊1回につき、500円
職務手当	病院事業に従事する総看護師長、看護師長及び主任 (行政職を除く。)	月額15,000円 (総看護師長) 月額8,000円 (看護師長) 月額4,000円 (主任 (行政職を除く))
医師手当	病院事業に従事する医師	月額176,800円~ 540,900円
理学療法士手当	病院事業に従事する理学療法士	月額6,000円
危険手当	病院事業に従事する診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、検査助手、放射線助手	月額2,500円 (診療放射線技師、診療エックス線技師) 月額1,500円 (臨床検査技師、衛生検査技師、検査助手、放射線助手)
夜間看護手当	病院事業に従事する助産師、看護師、准看護師等	勤務1回につき 1,600円~6,800円
拘束手当	病院事業に従事する医師 (当直医師の補完のため待機する場合)	1回につき4,000円
特別勤務手当	病院事業に従事する調理員 (午前5時より勤務する場合)	1回につき800円
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業をする職員	日額800円
水害時水中作業手当	水害時に水中作業に従事する職員	日額1,000円
死体処理手当	死体を処理する職員 (病院に勤務する職員を除く。)	1体につき1,000円
死亡犬死亡猫処理手当	死亡犬又は死亡猫を処理する職員	1匹につき500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	54,750千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	133千円
支給実績（平成16年度決算）	59,388千円
職員1人当たり平均支給年額（平成16年度決算）	294千円

(5) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績（平成17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）
初任給調整手当	医療職 52,500円～268,500円 研究者等2,500円	異	—	—
管理職手当	管理職 給料月額6～16%	異	13,391千円	418千円
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 2人目まで 1人6,000円 扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族 1人目 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 11,000円 その他の扶養親族 1人5,000円 16歳～22歳の子 1人5,000円加算	同	41,644千円	180千円
住居手当	借家の場合 家賃12,000円を超える場合、家賃に応じて27,000円を限度に支給 自宅居住者 1,000円（新築又は購入から5年間は2,500円）	異	27,201千円	127千円
通勤手当	交通機関等利用者 55,000円までは全額支給 交通用具使用者 片道2km以上で、使用距離に応じ、 2,000円～24,500円を支給	同	29,840千円	72千円
休日勤務手当	100分の135	同	584千円	21千円
夜間勤務手当	100分の25	同	13,732千円	115千円

宿日直手当	一般の宿日直 4,200円 病院事業の職員 7,500円 病院事業の看護師、准看護師 8,800円 医師 20,000円	異	13,138千円	243千円
管理職員特別勤務手当	管理職 勤務1回につき8,000円	異	564千円	25千円
地域手当	本川国民健康保険診療所に勤務する医師 給料月額、給料調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の11を乗じて得た額を支給	異	—	—
特地勤務手当等	本川国民健康保険診療所に勤務する医師 給料月額、給料調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額及び100分の5を乗じて得た額を支給	異	—	—
研究研修手当	本川国民健康保険診療所に勤務する医師 月額5万円	異	—	—
施設管理手当	本川国民健康保険診療所に勤務する医師 月額3万円	異	—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	町長	780,000円	
	助役	650,000円	
	収入役	610,000円	
報酬	議長	305,000円	
	副議長	237,000円	
	議員	214,000円	
期末手当	町長 助役 収入役	(平成17年度支給割合)	3.00月分
	議長 副議長 議員	(平成17年度支給割合)	3.00月分
退職手当		(算定方式)	(支給時期)
	町長	給料月額×5	×在職年数 任期毎
	助役	給料月額×3	×在職年数 任期毎
	収入役	給料月額×2.7	×在職年数 任期毎

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

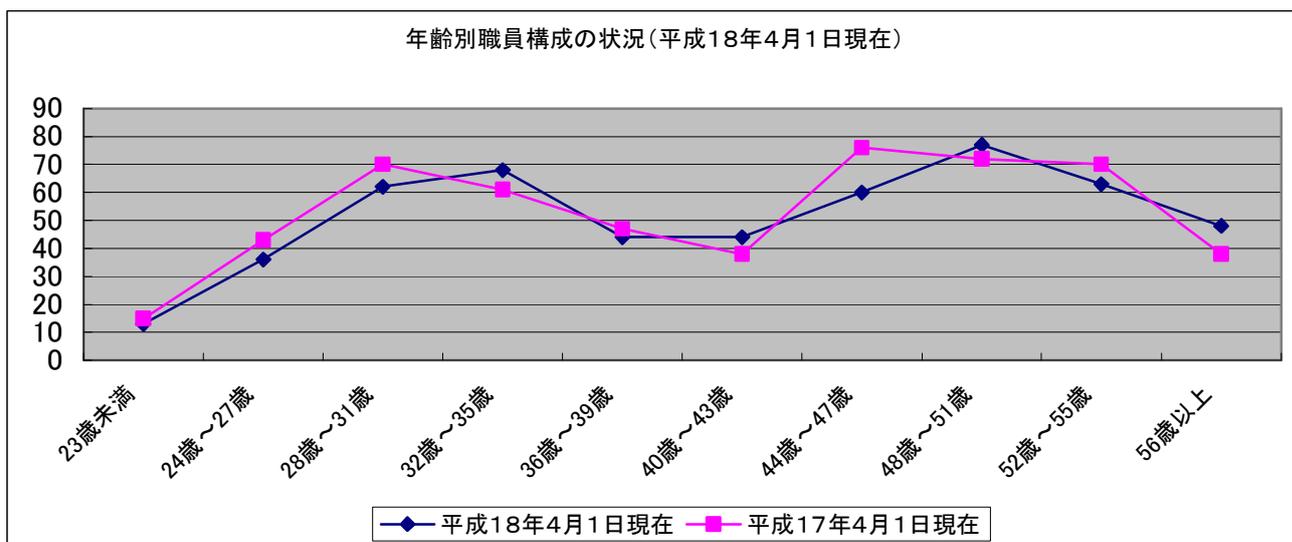
部門別職員数は、次のとおりです。

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成17年	平成18年		
一般行政部門	議会	2	2		
	総務	59	51	△8	業務の見直し
	税務	14	15	1	業務増
	民生	65	65		
	衛生	27	24	△3	在宅介護支援センター等へ
	農林水産	24	23	△1	業務の見直し
	商工	4	4		
	土木	26	24	△2	業務の見直し
	小計	221	208	△13	
特別行政部門	教育	52	52		
	小計	52	52		
公営企業等部門	病院	127	124	△3	欠員不補充等
	水道	5	5		
	下水道	4	4		
	その他	120	123	3	地域包括支援センター設置等
	小計	256	256		
合計		529	516	△13	

(2) 年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)

区分	23歳未満	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～以上	計
職員数	13人	36人	62人	68人	44人	44人	60人	77人	63人	48人	515人



(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

合併協議により、合併後10年間で36名削減の方針が出されており、この方針に沿って定員の適正化を進める。

定員適正化計画（再任用職員を除く）

（単位：人）

年度	職員数（各年4月1日現在）			採用	退職	採用－退職
	仁淀病院以外	仁淀病院	計			
平成17年度	351	178	529	8	12	△4
平成18年度	344	178	522	5	2	3
平成19年度	344	178	522	2	5	△3
平成20年度	341	178	519	2	6	△4
平成21年度	337	178	515	2	14	△12
平成22年度	326	178	504	3	13	△10
平成23年度	322	178	500	9	10	△1
平成24年度	321	178	499	9	12	△3
平成25年度	318	178	496	9	10	△1
平成26年度	317	178	495	9	12	△3
平成27年度	315	178	493	10		
合計	△36		△36	60	96	

定員適正化計画の進捗状況

（単位：人）

年度	職員数（各年4月1日現在）			採用	退職	採用－退職
	仁淀病院以外	仁淀病院	計			
平成17年度	351	178	529	9	18	△9
平成18年度	340	176	516			

第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間及び週休日、休日

勤務日 月曜日から金曜日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）

週休日 日曜日及び土曜日

休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日まで
 ※特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日等の特例を定めています。

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

(1) 年次有給休暇 1 暦年20日以内（20日以内の繰越しを認める）

(2) 病気休暇 公務傷病によるもの 必要最小限の期間
 一般の傷病によるもの 90日以内（結核性疾患は、2年以内）

(3) 特別休暇

(平成18年4月1日現在)

場合	期間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 職員が証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の7日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する7日の範囲内の期間
5 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
6 女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
7 生後1年に達しない生児を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
8 職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日(再任用短時間勤務職員にあっては、16時間)の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあっては、時間)

<p>9 職員の妻が出産する場合であつて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>職員の妻の出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内における5日(再任用短時間勤務職員にあつては、40時間にその者の勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあつては、これを切り上げた時間。)を40時間で除して得た数の時間とする。)の範囲内でその都度必要と認める日又は時間(再任用短時間勤務職員にあつては、時間)</p>
<p>10 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において5日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間</p>
<p>11 職員の親族(別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間</p>
<p>12 職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1日の範囲内の期間</p>
<p>13 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>14 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
<p>15 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>16 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>17 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施</p>	<p>計画の実施に伴い必要と認める期間</p>
<p>18 女性職員の生理(生理日において勤務することが著しく困難である者が請求した場合)</p>	<p>必要と認められる期間。ただし、1日を超えるときは、その期間については、第14条第1項第2号の規定による。</p>
<p>19 妊産婦の健康診断(妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条及び第13条に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合)</p>	<p>妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、満36週以降分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、承認できる時間は、1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>

20 妊娠中の女性職員の通勤緩和(妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
21 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって町長が定めるものにおける活動 (3) 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 (4) 前3号に掲げる活動のほか、町長が適当であると認める活動	一の年において5日の範囲内の期間

別表

親族	日数
配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日
おい又はめい	1日

(4) 介護休暇

介護の対象者

- ・ 職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母
- ・ 同居の祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、孫

2週間以上の期間にわたり、傷病等で日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する1年の期間内につき承認する。(無給)

(5) 組合休暇

職員が、任命権者の承認を受けて正規の勤務時間中に給与の支給を受けずに登録された職員団体の業務に従事する場合において取得できる。1暦年につき、30日を超えない範囲で、1日又は1時間単位で与えるものとする。(無給)

3 育児休業等

(1) 育児休業

職員が、任命権者の承認を受けて当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで育児休業をすることができる。(無給)

(2) 部分休業

職員が、任命権者の承認を受けて当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で部分休業をすることができる。(無給)

第4章 職員のサービスの状況

1 年次有給休暇の取得状況

平成17年平均取得日数	11.3日
-------------	-------

2 育児休業、部分休業、介護休暇の取得状況

(1) 育児休業

区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間						
		3月 以下	3月 超え 6月 以下	6月 超え 1年 以下	1年 超え 1年 3月 以下	1年 超え 3月 超え 1年 6月 以下	1年 超え 2年 以下	2年 超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	10	0	0	5	1	2	0	2
計	10	0	0	5	1	2	0	2

※平成17年度中に新たに育児休業を取得した職員数

(2) 部分休業

区分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間						
		3月 以下	3月 超え 6月 以下	6月 超え 1年 以下	1年 超え 1年 3月 以下	1年 3月 超え 1年 6月 以下	1年 6月 超え 2年 以下	2年 超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	部分休業 取得者数	1日の部分休業承認期間			
		30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

※平成17年度中に新たに部分休業を取得した職員数

(3) 介護休暇

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）						
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成17年度中に承認された介護休暇取得者数

区分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

3 職務専念義務免除

職務に専念する義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条職員については、いの町教育委員会とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、任命権者又はその委任を受けた者が定める場合

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職務に専念する義務の特例に関する条例（平成16年いの町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 条例第2条第1号及び第2号に規定する場合を除くほか、同条第3号の規定により職員があらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる場合を次のように定める。

- (1) 町の特別職の公務員を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (2) 当該職員の職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (3) 町の事務を処理する一部事務組合の公務員の職を兼ね、その職に属する事務に従事する場合
- (4) 町の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる公共的団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合
- (5) 国若しくは地方公共団体の機関、学校又は公共的団体等の委嘱を受けて講習、講義等を行う場合
- (6) 当該職員の職務上の教養に資する講習講義等を受講する場合
- (7) 教育又は研究のため、他の事業又は事務に従事する場合
- (8) 国又は地方公共団体が行う当該職員の職務に関連ある試験を受ける場合
- (9) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第45条第2項の規定により公務災害補償に関する審査の請求をし、又は法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは法第49条第4項の規定により不利益処分に関し審査の請求をし、あるいはこれらの審理のため公平委員会又は高知県人事委員会の要求を受けて出頭する場合
- (10) 職員団体の代表として法第53条第6項の規定による口頭審理に出頭する場合
- (11) 職員団体の代表として法第55条第1項の規定により町の当局と交渉する場合
- (12) 法第55条第11項の規定により町の当局に対し不満を表明し、又は意見を申し出る場合

- (13) 職員団体の運営のため特に必要と認められる会合又は義務に参加する場合
- (14) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる特別の事由がある場合

4 営利企業等への従事許可

いの町職員の営利企業等の従事制限に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条第1項の規定に基づき、職員が兼ね、営み又は従事する営利企業について、任命権者の許可を受くべき地位及び同条第2項の規定に基づく許可の基準を定めることを目的とする。

(地位)

第2条 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員以外の地位は、次のとおりとする。

- (1) 顧問
- (2) 評議員
- (3) 前2号に準ずる職

(許可の基準)

第3条 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員及び前条各号に定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を営む場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 単に名目的なものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないと認められる場合
- (2) 職務の遂行に支障を来さない範囲において、任命権者が特殊の事情があると認めた場合

第4条 職員が報酬を得て事業又は事務に従事する場合の任命権者の許可の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、職務の占める職と密接な関係がないと認められる場合
- (2) 前号の場合において、職員の占める職と密接な関係がある場合においても、任命権者が特殊の事情があると認めた場合
- (3) 職員団体の業務に専ら従事する場合

第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分

(平成17年度)

区 分	降任	免職	休職	計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	6	6
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
計	0	0	6	6

※心身の故障の場合における休職者数は、実休職者数。

2 懲戒処分

(1) 懲戒処分者数

(平成17年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	計
懲戒処分者数	0	0	0	0	0

(2) 処分の事由別状況

(平成17年度)

区 分	給与・任用に関する不正	一般 服務 違反 関係	一般 非行 関係	収賄等 関係	道路交 通法違 反関係	監督 責任	計
処分等の事由別状況	0	0	0	0	0	0	0

第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況

平成17年度に実施した研修受講等の実績は、下記のとおりです。

(1) 一般研修（階層別基本研修）

実施主体	研修名	研修期間	時間数	受講者数	実施回数	延日数	延時間数
こうち 人づく り広域 連合	新採用職員研修	4日	27	6	1	4	27
	採用5年目研修	3日	19.5	5	8	24	156
	技能職員研修	3日	3	3	2	6	6
	係長研修	3日	20.5	2	5	15	102.5
	課長補佐研修	2日	13.5	1	3	6	40.5

(2) 特別研修

実施主体	研修名	研修期間	時間数	受講者数	実施回数	延日数	延時間数
いの町	情報公開・個人情報保護研修	3日	2	137	7	21	14
	契約事務研修	2日	2	3	2	4	4
こうち 人づく り広域 連合	危機管理研修	1日	6	1	1	1	6
	会議の進め方研修	2日	12.5	7	1	2	12.5
	プレゼンテーション研修	2日	12.5	2	1	2	12.5
	財政危機に対する意識改革	1日	3	1	1	1	3
	会計事務研修	1日	6	1	1	1	6
	契約事務研修	1日	5.5	1	1	1	5.5
	企業決算書の見方研修	1日	6.5	2	1	1	6.5
パソコン研修	3日	18	1	1	3	18	

(3) 派遣研修

研修名	15年度	16年度	17年度
市町村職員中央研修所	1人	1人	2人

(4) 職場研修

実施主体	研修名	研修期間	時間数	受講者数	実施回数	延日数	延時間数
いの町	人権研修	1日	3	92	4	4	12
	接遇研修	1日	5	34	1	1	5

2 勤務成績の評定の状況

条件付き採用期間中の職員及び昇格に必要な経験年数を満たした者を対象に、第一次・第二次の複数の評定者による勤務成績の評定を行っています。

第7章 職員の福祉について

1 健康診断の実施

- (1) 定期健康診断
- (2) 人間ドック

2 労働安全衛生

- (1) 安全衛生委員会の設置
- (2) 職場巡視

第8章 職員の利益の保護について

1 勤務条件に関する措置の要求の状況（県公平委員会）

業 務 の 状 況	平成17年度
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0 件

2 不利益処分に関する不服申立ての状況（県公平委員会）

業 務 の 状 況	平成17年度
職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定すること	0 件